

倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託
公募型プロポーザル実施要領

倉吉市上下水道局

目 次

第1 業務概要	
1. 趣旨	1
2. 委託業務の名称	1
3. 委託業務の区域	1
4. 委託業務内容	1
5. 履行期間等	1
6. 提案上限額	1
第2 参加事業者の募集に関する条件等	
1. 応募参加資格	2
2. 募集に関する留意事項	2
第3 事業者の募集に関する手続き等	
1. プロポーザルの実施スケジュール	2
2. プロポーダル参加手続き	3
3. 業務提案書等の作成に関する質問の受付	3
4. 業務提案書等の提出	3
第4 受注者の決定等	
1. プレゼンテーション及びヒアリングの実施	4
2. プロポーダルの選定方法	4
3. 選定結果の通知及び公表	5
4. 契約の締結	5
5. 契約費用の負担	5
6. 失格要件	5
7. 参加事業者が資格要件を喪失した場合の取扱い	5
8. プロポーダル参加辞退	5
9. 遵守すべき関係法令	5
10. 留意事項	5
11. 書類の提出先及び問合わせ先	6

第1 業務概要

1. 趣旨

この要領は、倉吉市（以下、「本市」という。）が委託する「倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務（以下、「本業務」という。）」の受託者を特定するに当たり実施する公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）及びこれに係る委託契約に必要な手続き等を定めるものとする。

2. 委託業務の名称 倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務

3. 委託業務の区域

委託業務の区域は倉吉市内全域とし、本業務の執務場所は、倉吉市役所本庁舎1階（鳥取県倉吉市葵町722番地）とする。

4. 委託業務内容

本業務の委託範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については本業務の仕様書に定めるものとする。

- ① 窓口業務
- ② 水道料金等の賦課徴収業務
- ③ 下水道事業受益者負担金関係業務
- ④ 滞納整理業務
- ⑤ 給水停止業務
- ⑥ 検針業務
- ⑦ 開閉栓業務
- ⑧ 量水器の設置・撤去業務
- ⑨ 量水器在庫管理業務
- ⑩ 給水装置工事受付業務の補助
- ⑪ 排水設備等受付業務の補助
- ⑫ 委託業務における帳票管理及び電算システムの運用
- ⑬ 上下水道事業にかかる資料作成
- ⑭ その他の業務

5. 履行期間等

本業務の履行期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

なお、受注者へ業務を円滑に引き継ぐため、契約締結日の翌日から令和3年3月31日までの期間は、業務の引継ぎ、研修等のための準備期間とし、これに必要な経費等は受注者が負担する。

6. 提案上限額

本業務の上限額は、金340,923,000円（消費税及び地方消費税額を含む。税率は10%で算出）とする。

また業務提案見積金額は、上記の提案上限額を超えてはならないものとする。

第2 参加事業者の募集に関する条件等

1. 応募参加資格

(1) 参加事業者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 本業務の実施に当たり、倉吉市との連絡調整・打合せ等が適切に対処できること。
- ③ 鳥取県または倉吉市において指名停止をされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始申立てをしていないことまたは申立てがなされていないこと。
- ⑤ 倉吉市内で行うプレゼンテーションに参加できること。
- ⑥ 平成22年度以降において、給水人口規模4万人以上の水道事業体において本業務に類似する業務を元請けとしての受注実績があること。

(2) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ① 共同企業体の構成員数は、2または3社とする。
- ② 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とすること。
- ③ 共同企業体の全ての構成員が（1）①から④までの条件を満たすものであること。
- ④ 共同企業体の構成員のいずれかが（1）⑤、⑥の条件を満たすものであること。
- ⑤ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- ⑥ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

2. 募集に関する留意事項

- ① 物品の調達については、市内業者を利用すること。ただし、市内業者で対応できない調達品についてはその限りではない。
- ② 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第3 事業者の募集に関する手続き等

1. プロポーザルの実施スケジュール

実施スケジュールは、次のとおりとする。

項 目	予 定
参加募集の公告	令和2年8月3日（月）
参加申請書の提出期限	令和2年8月18日（火）
参加要請または参加資格確認結果の通知	令和2年8月21日（金）
業務提案書等作成に関する質問書提出期限	令和2年8月24日（月）
業務提案書等作成に関する質問書回答日	令和2年8月31日（月）
業務提案書及び業務提案見積書の提出期限	令和2年9月7日（月）
業務提案書に関する一次審査	令和2年9月中旬
業務提案書に関する二次審査	令和2年9月下旬
最優秀提案者の決定・通知	令和2年10月上旬
最優秀提案者との契約内容等の協議	令和2年10月～12月
契約締結	令和2年12月頃

業務引継期間	契約締結～令和3年3月31日(水)
委託契約に基づく業務開始	令和3年4月1日(木)

*上記のスケジュールは、公募時点での予定であり、応募の状況等によっては変更になる場合がある。

2. プロポーザル参加手続き

参加事業者は、次のとおり参加申請書を提出すること。

参加申請書等は、本市のホームページ内からダウンロードすること。

- (1) 提出期限 令和2年8月18日(火)午後5時(必着)
内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。
- (2) 提出場所 倉吉市上下水道局業務課
- (3) 提出方法 郵送のみとし、持参またはFAX、電子メール等による提出は認めない。なお、郵送は簡易書留等を利用し配達記録を行うこととし、上記の提出期限に遅れたものは受理しない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類
 - ① プロポーザル参加申請書(様式1号)
 - ② 事業者概要書(様式2号)
 - ③ 商業登記簿謄本
 - ④ 財務諸表(直近2カ年の貸借対照表及び損益計算書)
 - ⑤ 業務受注実績表(様式3号)
 (契約書の写し等実績を有することの証明書類を添付すること)
- (5) 参加資格審査結果の通知
参加資格確認の結果については、令和2年8月21日(金)にプロポーザル参加要請書(様式4号)またはプロポーザル参加資格審査結果通知書(様式5号)により事業者へ通知する。

3. 業務提案書等の作成に関する質問の受付

業務提案書等の作成に関して質問がある場合は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに関する質問書(様式6号)により質問内容を電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和2年8月24日(月)午後5時(必着)
- (3) 回答日 令和2年8月31日(月)に全ての参加事業者に対し、電子メールで行う。

4. 業務提案書等の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加事業者は、下記のとおり業務提案書及び業務提案見積書等を提出すること。

なお提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

- (1) 提出期限 令和2年9月7日(月)午後5時(必着)
内容等に不備があるもの及び提出期限に遅れたものは受理しない。
- (2) 提出場所 倉吉市上下水道局業務課
- (3) 提出方法 原則、郵送のみとし、FAX、電子メール等による提出は認めない。(持参については、新型コロナウイルス感染症の感染動向を考慮し、認めるかは別途、参加業者へ周知する。)なお、郵送は簡易書留等を利用し配達記録を行うこととし、上記の提出期限に遅れたものは受理しない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類及び提出部数
 - ① 業務提案書(様式8-1号～8-16号) 正本1部、副本7部
正本の表紙には社名の記載と社印を押印すること。
 - ② 業務提案見積書(様式9号)及び内訳書 1部
 - ③ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式10号) 1部
- (5) 作成方法

- ① 業務提案書の作成方法は、様式8-1号～8-16号を使用し、用紙は日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。
 - ② 目次及び頁番号を付けるものとする。
- (6) 業務提案書の内容
業務提案書は、本業務に関する提案について参加事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項を中心に記載すること。
- (7) 業務提案見積書
業務提案見積書には、委託業務履行期間（5年間）の総額を記載し、その総額は消費税及び地方消費税（税率は10%で算出）を含む額とする。
また、見積書にはその内訳書を添付すること。見積書及び内訳書は、角形2号の封筒に封入・封緘し提出すること。

第4 受注者の決定等

1. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、提案内容の確認等のために参加事業者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日時及び場所
プレゼンテーション参加要請書（様式7号）により通知する。
- (2) 実施時間
各参加事業者の持ち時間は40分程度とし、概要説明を30分以内、ヒアリングを10分程度実施する。
- (3) 実施方法
 - ① プレゼンテーションの形式は自由とする。希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。本市で準備する機材はプロジェクター、スクリーン各1式とし、その他必要な機材等は全て参加事業者で用意すること。
 - ② プレゼンテーションは、提出された業務提案書等に基づいて説明し、補足説明資料その他の追加資料の提出及び説明はできない。
 - ③ 出席人数は、業務提案書等の内容を熟知している者で5名以内とする。出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書により、業務提案書と併せて提出すること。
 - ④ 参加事業者が1者しかなかった場合でも、プレゼンテーションを実施する。

2. プロポーザルの選定方法

- (1) 選定委員会の設置
プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、「倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置する。
- (2) 選定方法
 - ① 選定委員会において、別途定める「倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託公募型プロポーザル選定基準」に基づいて参加事業者ごとに業務提案書及び業務提案見積書について評価及び採点を行い、総得点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。なお、業務提案評価点が配点の60%に満たない事業者は、上記の規定に関わらず優先交渉権者とししない。
 - ② 最高得点の参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務提案評価点」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、委員長がくじ引きし、優先交渉権者を決定する。
 - ③ 参加事業者が1者であっても、参加資格を有し、業務提案見積金額が提案上限額以下であり、かつ選定委員会において上記①に規定する評価及び採点を行い業務提案評価点が配点の60%以上で委託業務を履行できると認められる場合は優先交渉権者に選定する。
 - ④ この選定により委託契約の受注者や契約金額が確定するものでない。

3. 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、優先交渉権決定通知書（様式11号）またはプロポーザル審査結果通知書（様式12号）により通知する。

また、選定結果及び優先交渉権者名は、本市ホームページに掲載し公表する。

4. 契約の締結

優先交渉権者の決定後、優先交渉権者と提案内容等に基づき契約条件について協議の上契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。

5. 契約費用の負担

契約に係る費用は全てプロポーザル参加者の負担とする。

6. 失格要件

参加事業者が契約締結までに次の項目のいずれかに該当するときは、選定結果等にかかわらず既に決定した事項を取消し失格とする。

- (1) プロポーザル参加資格を喪失したとき。
- (2) 業務提案書等の作成及び選定に関して不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載が認められたとき。
- (4) 選定結果に影響を与える工作など不正行為が行われたとき。
- (5) 本要領に違反または逸脱した場合。

7. 参加事業者が資格要件を喪失した場合の取扱い

- (1) 参加資格確認基準日（参加資格確認申請書提出期限日）から業務提案書等提出日までの間に参加事業者が参加資格要件を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。
- (2) 参加資格確認基準日から、優先交渉権者決定日までの間に参加事業者が参加資格要件を欠くに至った場合、優先交渉権者決定の選定対象から除外する。
- (3) 優先交渉権者決定日から契約の締結日までの間に優先交渉権者が参加資格要件を欠くに至った場合は、失格となる。

8. プロポーザル参加辞退

参加を辞退する場合は、遅滞なくプロポーザル参加辞退届（様式13号）を持参または郵送により提出すること。

9. 遵守すべき関係法令

参加事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程等を含む。）を遵守するものとする。

10. 留意事項

(1) 提案の個数

参加事業者は、一つの業務提案しか行うことができない。

(2) 提案に関する費用

業務提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 資料等の取扱い

業務提案書等については、原則として受注者を選定する目的以外には使用しないものとし、前記以外の目的に使用する場合は、参加事業者の同意を得るものとする。

(4) 業務提案書等の公表

提出された業務提案書等は公表しない。

(5) 業務の再委託

業務を一括して再委託することは禁止する。ただし、業務の一部については、本市の承諾

を得た場合はこの限りではない。

(6) 業務の引継ぎ等

受注者は、円滑に委託業務を履行することができるように自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を全て負担するものとする。

(7) 権利譲渡の禁止

受注者は、本契約に基づく権利を他に譲渡し、または抵当権、質権その他使用を阻害する権利等を設定してはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(8) 使用言語、単位及び通貨

業務提案及び業務提案見積に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国内通貨を使用すること。

(9) その他

本市と優先交渉権者との間で締結する委託業務契約の解釈について疑義が生じた場合は本市と優先交渉権者とは誠意をもって協議するものとする。

11. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒682-8611

鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市上下水道局業務課

TEL : 0858-27-1132 (担当 坂本・菊池)

FAX : 0858-27-0639

E-mail : suidou12@city.kurayoshi.lg.jp